

地方独立行政法人下関市立市民病院 中期目標

前文

第1 中期目標の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスの向上

- (1) 患者中心のチーム医療の充実
- (2) 患者サービスの向上
- (3) 急性期病院としての機能の充実
- (4) 医療スタッフの確保及びその専門性や医療技術の向上
- (5) 医療機器の計画的な整備及び更新
- (6) 救急医療の取組み
- (7) 予防医療の充実

2 地域医療への貢献と医療連携の推進

- (1) 高度医療の充実
- (2) がん医療の充実
- (3) 地域の医療機関との連携強化
- (4) へき地医療への支援

3 法令の遵守と情報公開

- (1) 法令と行動規範の遵守
- (2) 情報の開示

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 運営管理体制の構築
- 2 効率的、効果的な業務運営の確立
- 3 収入の確保
- 4 魅力的な人事制度の整備

第4 財務内容の改善に関する事項

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 地域医療センター（仮称）の整備
- 2 災害及び感染症流行時等における対応
- 3 医療の普及啓発及び情報発信

前文

下関市立中央病院は、明治34年に開院した下関市立高尾病院を前身とし、昭和25年に下関市立診療所、下関市立病院との統合により発足した。昭和63年に現在の場所に移転した後も、下関地域の災害拠点病院としての役割を担うとともに、地域がん診療連携拠点病院として、救急医療をはじめとする高度医療の提供に取り組んできた。

しかしながら、昨今の自治体病院を取り巻く環境は年々厳しさを増し、少子高齢化の進行や生活習慣病の増加による医療需要の多様化とともに、医師や看護師不足に伴う収支の均衡悪化により、本院の経営状況についても極めて厳しいものとなっている。

このような状況のなか、市立病院として、「市民に質の高い医療を継続して提供する」ためには、医療環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、また、効率的な業務運営を行うことが必要と考え、今般、地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「市民病院」という。）を設立することとした。

市民病院においては、市立病院としての使命を承継するとともに、制度の特徴を生かしたより自由な経営手法により安定した経営基盤を構築し、引き続き急性期医療を担う下関地域の中核病院として、下関市及び地域の医療機関と連携し、地域医療はもとより、市民のニーズに応じた救急医療や高度医療等を提供し、市民の健康の維持及び増進に寄与することを期待し、ここに中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービスの向上

(1) 患者中心のチーム医療の充実

常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重した「患者中心のチーム医療」の充実を図るとともに、患者に必要とされる相談支援体制などの強

化を図ること。

(2) 患者サービスの向上

職員全員が患者のニーズを的確にとらえ、患者サービスを向上させることにより、患者満足度を向上させること。

(3) 急性期病院としての機能の充実

DPC（診断群分類別包括評価）を導入し、効率的な質の高い医療の提供を行うことにより、急性期病院としての機能を充実させること。

(4) 医療スタッフの確保及びその専門性や医療技術の向上

① 優秀な医療スタッフ（人材）の確保

ア 医師

大学医局など関係機関と連携を強化し、人事交流や研修制度、労働環境などの充実を図るとともに、優秀な医師を確保すること。

イ 看護師

勤務条件の改善や働きやすい環境などを整備することにより、看護師を確保し、早期の7対1看護配置基準への移行を図ること。

ウ 医療技術職員

適正な人員配置や部門間の連携強化に取り組むとともに、研修体制を充実させ、専門性や医療技術の向上を図ること。

エ 事務職員

計画的に法人職員を採用するなど、病院経営を専門的に担う事務職員の育成を図り、医療環境の変化に即応できる経営組織を構築すること。

② 研究・研修制度の充実

医師や看護師をはじめとする医療スタッフの専門性や医療技術を高めるため、研究及び研修制度などを充実すること。また、より専門的な資格取得に対する支援を充実すること。

(5) 医療機器の計画的な整備及び更新

市民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画

的に整備するとともに、必要に応じ順次更新すること。

(6) 救急医療の取組み

二次救急医療機関としての役割を果たすため、医師の確保に努め、より充実した救急医療体制の構築を図ること。

(7) 予防医療の充実

疾病予防はもとより、近年増加している生活習慣病に対する早期発見、早期治療を推進するため、現行の健診体制を拡充し、予防医療を充実すること。

2 地域医療への貢献と医療連携の推進

(1) 高度医療の充実

高度医療機器の計画的な整備を進め、他の医療機関では行うことが困難な高度医療を提供すること。また、これらの高度医療機器を活用するために、紹介患者の受け入れ促進を行うとともに地域の医療機関との共同利用の促進を図ること。

(2) がん医療の充実

- ① 地域がん診療連携拠点病院として、がん診療専門スタッフの充実や育成に努め、がん診療機能の高度化や専門化を図ること。
- ② 緩和ケア専門病棟の開設を行うとともに必要なスタッフの確保を図り、緩和ケア医療を充実すること。
- ③ 地域のがん診療に従事する医師等に対する研修を行い、市全体のがん医療の水準の向上を図るとともに、がんに関する相談体制の充実を図り、市民に対して、がんに関する情報を発信し、普及啓発を行うこと。

(3) 地域の医療機関との連携強化

下関地域の中核的な医療機関として、山口県保健医療計画との整合を取りつつ、機能の向上を図るとともに、地域連携室や医療相談などの体制を強化し、地域連携を推進すること。また、地域医療支援病院の承認

を目指し、患者に適した医療機関への紹介、逆紹介を積極的に行うことにより、紹介率や逆紹介率の引き上げ等を図ること。

(4) へき地医療への支援

市立豊田中央病院と連携を図りつつ、へき地診療支援機能の向上を図ること。

3 法令の遵守と情報公開

(1) 法令と行動規範の遵守

医療法を始めとする関係法令を遵守し、市立病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより適正な業務運営を行うこと。

(2) 情報の開示

診療録（カルテ）等の開示など、個人情報の保護及び情報公開については、本市条例に基づき適切に対応すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営管理体制の構築

市民病院の運営が的確に行えるよう、理事会及び事務部門などの組織体制を充実し、権限委譲と責任の所在を明確にした効率的な運営管理体制を構築すること。

2 効率的、効果的な業務運営の確立

弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的な業務運営の確立を目指すこと。制度の特性を活かし、契約手法や委託業務の見直し、価格交渉の徹底などを行うことにより、費用の削減を図ること。

3 収入の確保

病床利用率を向上させるとともに、必要な医療機器を整備し、医療水準を向上させることによって増収を図ること。また、医事部門の強化を図り、診

療報酬の請求漏れや査定減の防止に努めるとともに、未収金の発生防止及び発生後の確実な回収を行うこと。

4 魅力的な人事制度の整備

優秀な人材の獲得及び定着のため、魅力的な人事制度を整備すること。年齢や勤続年数にとらわれず、その業績を公平かつ適正に評価することによって、職員のモチベーションの向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

市立病院としての使命を継続的に果たしていくため、「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項を実施することにより、安定した経営基盤を早期に確立すること。中期目標期間中に地方公営企業会計制度基準における経常収支比率100パーセント以上を達成すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療センター（仮称）の整備

健診体制及び緩和ケア医療を充実するため、地域医療センター（仮称）の整備を推進すること。

2 災害及び感染症流行時等における対応

災害発生時には災害拠点病院としての役割を果たすとともに、公衆衛生上重大な健康被害が発生する感染症流行時には、第二種感染症指定医療機関として、市長の要請に応じ、市、関係機関及び関係団体と協力して、迅速な対応を行うこと。

3 医療の普及啓発及び情報発信

市民に対する公開講座の実施やホームページの充実などにより、医療に対する高度で専門的な知識の普及啓発及び情報発信を行うこと。